



令和3年2月18日撮影

今年の降雪と比べて どうでしょうか

すっぽり埋まった姫川温泉 東屋

撮影：山本 和夫さん 公募写真掲載

👍 主な内容

広報

館報

叙勲伝達式……………	2	今シーズンも小谷のスキー選手の活躍に期待しています! …	12
白子町スキー交流教室……………	3	日記が伝える稗田山大崩落のその日……………	13
令和3年分所得税の確定申告等相談会……………	4	キラリ☆“おたりの仕事人”～ing……………	14
新型コロナウイルス検査キットの配布……………	7	おたりの魔女の暮らし帖⑨……………	15



広報おたりでは表紙写真を公募しています。皆さまからのたくさんのご応募をお待ちしております。詳しくは役場企画財政係までお問い合わせいただくか村のホームページをご覧ください。

叙勲伝達式

故 松澤 宗洋氏



令和4年1月5日、小谷村長より、故松澤宗洋氏のご遺族に死亡叙勲（旭日単光章）の伝達を行いました。同氏は、昭和57年5月に小谷村議会議員に初当選以来、通算3期12年間にわたり務められ、その間、副議長、議会運営委員長等を歴任され、地方自治の発展に尽力されました。このたびの叙勲は、同氏の生前の功績に対して贈られたものです。

北アルプス広域消防本部 消防協力者表彰

令和3年12月8日の夜に梅池高原で起きた住宅火災で、梅池在住の松澤壽子さんご家族ら6人に北アルプス広域消防本部から感謝状が贈られました。

火を扱うことが多い季節となっており、今一度火の元及び万が一に備えて消火器等の消火設備の確認、緊急時の連絡体制などご家族、ご近所で確認してみたいかがでしょうか。

【功績概要】

1人暮らしの女性を協力して救助し、119番通報するとともに救急隊到着まで応急手当を実施されました。迅速かつ適切な活動がなければ人命にかかわる災害が生じたと推測されます。

皆が皆このような状況で同じ行動を取れるかわからない中、助けたいという思い一心で救助にあたったと伺いました。松澤さんらご家族の連携があったからこそ最悪の事態を避けることができたと感じました。



被表彰者

松澤 壽子 様	松澤 三千代 様
松澤 宗志 様	松澤 優子 様
松澤 慶門 様	
中村 正之 様	（大阪府在住。火災時に梅池にある別荘に滞在）

白子町スキー交流教室が 開催されました

令和3年度の白子町スキー交流教室は、天候にも恵まれた中で、1月8日(土)、9日(日)に白馬乗鞍温泉スキー場にて開催されました。

今年で、27回目となるスキー交流教室には、小学校4年生から中学校2年生まで80名の児童、生徒が来村し、レベルに応じて、12の班に分かれ、各指導者からスキーを教わりました。

白子町の子どもたちは、スキーをする前から雪や景色に感動し、始めは、スキーを履くことも雪の上を歩くことにも苦労していた子どもたちでしたが、次第にスキーに慣れ、転ぶことなくゲレンデを滑ることができるようになり、貴重な体験ができました。

今後、スキー交流教室等を通じて、白子町と小谷村との交流が、より一層深まる機会となることを期待しています。



子育て世帯への 臨時特別給付金(追加給付) について

令和3年11月19日の閣議決定により、児童手当(本則給付)を受給する方に対して、その対象となる児童一人あたりに5万円の現金(先行給付)とクーポン券等による支給(追加給付)を行う事とされた特別給付金について、後半の追加給付の方法を決定しましたので、お知らせします。

追加給付方法

現金5万円を口座振替の方法で給付いたします。

交付申請や給付の時期について

先行給付の際には、申請書の提出をお願いした方もございましたが、追加給付金は全て申請不要の方式で実施いたします。

なお、給付の日程等については、対象となる方へ通知を送付いたします。送付物のご確認をよろしくお願いたします。

お問い合わせ

住民福祉課住民係
082・2581



令和3年分所得税の確定申告等相談会について

小谷村では所得税の確定申告及び、村・県民税の申告相談会を下記日程のとおり実施します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、今年度の申告相談は、感染防止対策のため、予約制で受付・相談をさせていただきます。ご予約及び詳細については、小谷村HPをご覧ください。か税務係（☎0261-82-2037までご連絡ください。

申告相談会期間：令和4年2月16日（水）～3月15日（火） ※開催期間中の平日のみ

月 日	会 場	時 間	対象地区
2月16日(水)	大網公民館	午前10:00 ↓ 午後3:00	大網、姫川温泉地区にお住まいの方
2月17日(木)	中土観光交流センター やまつばき	午前10:00 ↓ 午後7:00	中谷地区にお住まいの方 (土谷地区にお住まいの方は役場会場へ)
2月18日(金)	道の駅小谷	午前10:00 ↓ 午後6:00	北小谷地区(大網、姫川温泉除く)にお住まいの方及び、いわかがみへ入所されている方
2月21日(月) ↓ 3月15日(火)	小谷村役場 101会議室	午前9:00 ↓ 午後5:00	上記以外の地区にお住まいの方、上記会場に来られない方

詳しくは、1月上旬に配布済みの「令和3年分所得税の確定申告等相談会について」(A3・ピンク色)のチラシをご確認ください。

ネットでe-Tax パソコン・スマホで確定申告

マイナンバーカード、マイナンバーカード読取対応スマホとパソコンをお持ちの方は、スマホやパソコンから会場に出向くことなく確定申告が可能です。新型コロナウイルス拡大防止対策のためにも積極的にご利用ください。

24時間いつでも
コロナ対策として!



■お問い合わせ 総務課税務係 ☎82-2037

■お問い合わせ

住民福祉課福祉係
☎82-2582



確認書の提出は小谷村が書類を発送した日から3か月以内、申請書の提出期限は令和4年9月30日までです。

令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)の方は、申請が必要となりますので福祉係へ申請してください。(申請書は福祉係にあります。)

世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯の皆さまへは、小谷村役場福祉係から2月上旬に確認書を送付しますので、内容を確認して返送してください。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり10万円を支給します。概要は、別紙の内閣府のチラシ「住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ(R4・2・4)」をご覧ください。

小谷村住民税 非課税世帯等に対する 臨時特別給付金について

アンケート協力をお願い

障害者差別解消法をご存知ですか

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は平成28年4月からスタートし、障がいのある方への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指している法律です。

街や外出先や普段の生活の中で、困った事や、悲しく感じたことはありませんか？

その時、周囲の方にして欲しいと感じることはありませんか？

それを声に出して伝えることはできますか？

そのような思いをしたことがある方は是非声を聞かせてください。

障がいを理由とした「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」の実態を把握するため当事者や関係者からのアンケートに協力をお願いしている方を募集しております。

アンケートにご協力いただける方は、お手数ですが下記までご連絡ください。

■お問い合わせ

・大北障害者保健福祉圏域障害者差別解消地域協議会事務局 大北圏域障害総合支援センター

「スクラム・ネット」

大町市大町1129番地
総合福祉センター内

☎02691-26-3855

FAX 02691-26-3856

✉sukuramj@omachi

shakyo.org

・住民福祉課福祉係

☎02691-82-2582

FAX 02691-82-2322

✉shukushi@vil.otari.

nagano.jp



小谷村住宅除雪支援事業について

年末から強い冬の気圧配置により北日本から西日本の日本海側を中心に大雪となり、小谷村でも除雪作業に追われる毎日で大変かと思えます。とりわけ、高齢者等世帯の方については、屋根や庭に積もった雪の始末が心配だ、という声も多く聞かれます。

小谷村役場福祉係では、『住民税が非課税で65歳以上の方だけで構成されている世帯など』を対象に、住宅除雪支援員を派遣する事業を実施して

います。対象になると費用負担はありません。

ただし、対象案件の判定は、細かな取り決めがありますので、依頼希望される方は、**住まいの地区の民生委員、もしくは役場福祉係へお問い合わせ**ください。

なお、除雪作業の都合により、希望の日程に沿えないことがありますので、あらかじめご了承ください。

また、除雪作業員として働いていただける方も随時募集

しております。実際の作業は連絡した時に都合が合う時だけでも構いません。

時給は屋根雪下ろし1,630円/時間、庭の雪かき1,000円/時間で、傷害保険にも加入しています。除雪作業員として登録しても良いという方は、役場福祉係へご連絡ください。

■お問い合わせ

住民福祉課福祉係

☎82-2582

小谷村福祉灯油等購入助成事業について

昨今の原油価格高騰により、冬期間の燃料代の確保が困難とされる生活困窮世帯に対し経済的負担の軽減を図るため、灯油等の購入助成金として1世帯当たり1万円を支給します。

対象の世帯は、**令和4年1月1日において、小谷村住民基本台帳に登録されている、世帯全員の令和3年度住民税が非課税である世帯**です。

対象者の方へは1月17日に申請書を送付済みですが、要件に該当するのに書類が届いていないという方がおりましたら、小谷村役場福祉係へお問い合わせください。

なお、令和3年1月2日以降に転入された方は、小谷村で課税状況の確認をすることができないため、課税権のある市町村で令和3年度所得証明書の交付を受け、申請時に添付していただきます。

なお、申請期限は令和4年3月31日です。

※住民税非課税でも、他の課税者に扶養されている場合や、申告をしていない方は申請できません。

■お問い合わせ

住民福祉課福祉係

☎82-2582

小谷村議会議員一般選挙について

任期満了に伴う小谷村議会議員一般選挙が4月に行われ、定数の10名を選びます。

また、立候補予定者に対する説明会を4月に予定していますが、日程等については、決定次第お知らせします。

告示日 令和4年4月19日（火）
投票日 令和4年4月24日（日）

立候補を予定されている方へ

公職選挙法の一部改正により、 供託金制度が導入されました

立候補届出にあたり供託手続き（15万円のお金又はそれに相当する国債証券等）が必要です。

村条例により、選挙公営制度が 導入されました

資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会均等が図られることを目的に、一定の範囲内で村が選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

これまで、都道府県と市の選挙には選挙公営制度が適用されてきました

いずれかを選択することとなります。

一般運送契約（ハイヤー等）方式の場合
限度額 1日当たり64,500円

個別契約方式の場合

ア 自動車の借り入れ契約（レンタル）に係る限度額

1日当たり15,800円
イ 燃料供給の契約に係る限度額

1日当たり7,560円
ウ 運転手の雇用契約に係る限度額

1日当たり12,500円
※ア+イ+ウ=35,860円

（1日当たり上限）

対象期間

立候補届出のあった日から選挙期日の前日までの期間（5日間）が公費負担の対象となります。ただし、無投票の場合は、立候補届出日の1日分のみとなります

②選挙運動用ビラの作成

枚数・単価の上限は次のとおりとなります。ただし、実際に作成した枚数・単価が上限に満たない場合は、上限に

満たない枚数・単価により算定した額が公費負担の対象となります。

村議会議員選挙の場合

枚数の上限 1,600枚

単価の上限 1枚当たり7円51銭

ビラの作成に係る限度額

1,600枚×7円51銭=

12,016円

③選挙運動用ポスターの作成

枚数・単価の上限は次のとおりとなります。ただし、実際に作成した枚数・単価が上限に満たない場合は、上限に満たない枚数・単価により算定した額が公費負担の対象となります。

枚数の上限

当該選挙のポスター掲示場の数

（54か所を予定しています）

単価の上限

（525円6銭×54か所+

80,000円）÷54か所=

2,008円

ポスターの作成に係る限度額

54枚×2,008円=

108,432円

■お問い合わせ

総務課庶務係

☎82-2024

ご案内 新型コロナウイルス 検査キットの配布について

村では、感染の早期発見に活用していただけるよう検査キットを配布します。県の事業と併せて、概要は下記のとおりです。それぞれの要件等をご理解いただけた方に配布します。

《共通事項》

- ・検査キットの使用方法を理解し、自らの責任で使用する方
- ・キットが到着した当日、若しくは翌日に検査を実施する方（家に置いておきたいから等の場合は配布できません。使用せず保管が判明した場合は返却していただきます。）
- ・提出された個人情報（住所・氏名・検査結果等）について、村及び県等の関係機関へ共有することに同意される方。
- ・陽性判定時に医療機関の受診及び受診後の検査結果の報告を誓約された方。
- ・申請は1人あたり、次のA、Bにおいて、それぞれ各1回に限りです。
- ・体調などを聞き取りのうえ、適当と認められる場合に配布します。
- ・キットには限りがあります。キッ

B 無症状の方

小谷村事業によるPCR検査
キット

症状がない方で、感染者や感染疑いがある者との接触などがあり不安な方（村内事業所に勤務する方も対象とします。事業者様には従業員であることの確認をさせていただきます。）

症状がある方はAに記載の検査キットをご利用ください。

※この検査はご自身で検体（唾液）を採取し、配布する郵送キットにより検査機関へ送っていただくものです。このため結果が分かるまで時間がかかります。

※検体が検査機関に届く時間によって、検査結果が遅くなる場合があります。また、営業日でない場合は、休日明けの連絡となります。

※検査結果は村に届くため、村からお知らせします。

■お問い合わせ・申請先

小谷村ワクチンコールセンター
（平日の午前9時から午後5時まで）

☎71・7880

A 症状のある方

長野県事業による抗原検査簡易
キット

咳、のどの痛み、微熱等の症状があり、感染に不安な方が対象です。

無症状の方はBに記載の検査キットをご利用ください。

※この検査はご自身で鼻腔を拭い検体を採取し、その場で簡易キットによる判定を行うものです。概ね30分ほどで結果が出ます。

新型コロナウイルス3回目接種の予定について

村では、令和3年7月31日までに2回目の接種を終了した方に対して、12月中旬に意向調査を実施しました。調査結果、及び2回目接種完了日を基に、3回目接種の日時、接種するワクチンのメーカーを決定し、該当者には案内及び接種券（接種券一体型予診票）を発送済みです。接種は令和4年2月9日（水）から開始します。

令和3年8月1日以降に2回目の接種が完了した方については、2月以降、順次意向調査を行います。その後、調査結果をもとに接種日時を調整し、改めて案内と接種券（接種券一体型予診票）を発送する予定です。接種開始は概ね令和4年4月以降となる見込みです。

なお、これらの予定は、今後の国、県の動向等で変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

冬期間の接種は交通、服装等の課題が想定されます。早期接種に努め調整しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

まめまめ知識 No.95



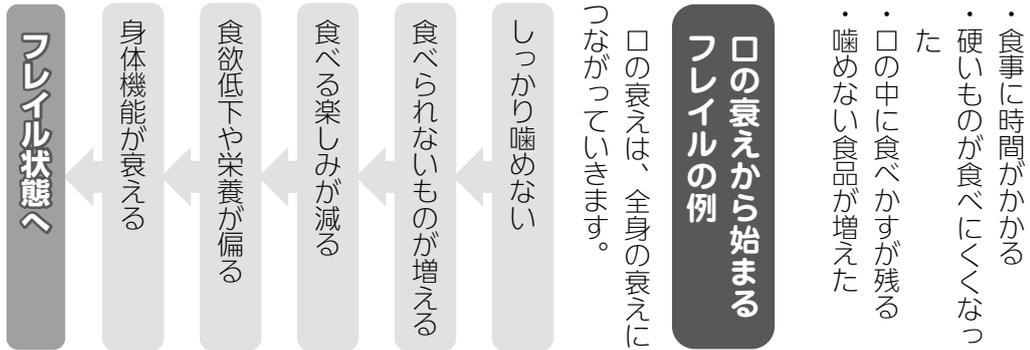
今回のテーマは「オーラルフレイル」についてです。

フレイルとは、高齢者の健康状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」を指します。なんとなく体調が優れない、足腰や口周りに不安がある、人付き合いがおっくう…など、年齢とともに生じる体と心の衰え、それがフレイルです。

フレイルには、「身体的フレイル」「心理的・認知的フレイル」など様々なタイプがあるのですが、口のはたらき（口腔機能）が衰えることを「オーラルフレイル（口のフレイル）」と呼びます。

左記のような症状に心当たりはありませんか？

- ・口が乾く
- ・薬が飲みこみにくい
- ・飲み物や汁物でむせる
- ・滑舌が悪くなった
- ・食べ物をこぼす
- ・しゃべりにくくなる



オーラルフレイル 予防の3本柱

早めに気づいて対応すれば、口の機能回復だけでなく、全身のフレイルの予防にもつながります。

1. しっかりと噛める歯を！

（入れ歯でもいい）

◎しっかりと噛むと…

- ↓唾液が出る
- ↓飲み込みやすくなる
- ↓平衡感覚が保てる
- ↓転倒予防
- ↓脳の活性化がはかれる
- ↓認知症予防

対策

- ・むし歯や歯周病の治療、予防をする
- ・歯が無いところには入れ歯を入れる



2. きれいな口を！

◎きれいになると…

- さっぱりする
- ↓気分が向上く
- 味がよく分かる
- ↓おいしく食べられる
- むし歯や歯周病など口の病気や口臭の予防ができる
- 誤嚥性肺炎・インフルエンザなど体の病気の予防に有効である

対策

- 口の中の細菌を減らす
- ・歯垢が除去できるように丁寧な歯磨きをする
- ・入れ歯は外して歯ブラシや義歯用ブラシでみがく
- ・舌や粘膜にも軽く歯ブラシをあててみがく
- ・必要な治療をする（むし歯・歯周病）

3. きれいなお口を！

◎口がよく動く…

- 安全に飲食ができる
- ↓十分な栄養や水分が摂取できる

はつきり楽しく話ができる

- ↓意思疎通ができ社会性が保てる
- 魅力的な表情が保てる
- ↓コミュニケーションがとりやすい

対策

- ・意識して口を使う（よく噛む、歌う、話す、音読など）
- ・歯ブラシを舌や粘膜に当ててストレッチをする



口の健康状態を維持することは、全身の健康状態を維持することにつながっています。いつまでも元気で長生きできる健康長寿をめざして、日々の生活の中で心がけていきましょう。

■お問い合わせ

住民福祉課健康推進係
02-25582

成年年齢引き下げに伴う新成人の消費者トラブルにご注意ください

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります。

成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意志で契約ができた

り、高校生でもローンを組んだり、クレジットカードが作れるようになります。未成年

者の場合、親などの法定代理人の同意がない契約については取り消すことができます

が、成人になると民法の「未成年者取消権」に基づく取り消しができなくなります。また、保護がなくなればかり

の高校・大学在学中の新成人をターゲットにした悪質商法

によるトラブルにも巻き込ま

れないようご注意ください。

契約や買物物は、しっかりと「考えて」から。

■お問い合わせ

・契約や買物で「困ったな」と思ったら

消費者ホットライン
☎1888

・貸金業に関する問い合わせ
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
☎0570・0511・0511

・関東財務局長野財務事務所
理財課
☎0261・234・512

5

・警察に対する相談は
☎#9110

自動車の登録・検査手続きはお早めに

毎年、3月下旬は自動車の検査・登録申請が多く、窓口が大変混み合います。車検の手続きは、1ヶ月前から受検できますので、なるべく2月中に、廃車・名義変更等の手続きは、3月中旬までに申請されるようお願いいたします。

■お問い合わせ

松本自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2043

地域包括支援センターからのお知らせ

成年後見制度について

住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができる仕組み「地域包括ケアシステム」では、ご本人の尊厳が護られることが大切です。

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。

『最近、キャッシュカードの番号を忘れて困ってしまっ た』『頼れる身寄りがいないので、これからの生活に不安がある』など、相談に応じて、福祉サービスの利用や入所・入院の契約、不動産や預貯金などの財産管理を代理で行ったり、補助することによって本人の暮らしと権利を守ります。自分の将来のため、また大切な人のためにこの制度があります。

小谷村においても令和3年

3月「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

少子高齢化・人口減少が進む中、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが役割を持ちお互いの存在を認め合

いその人らしい生活を送ることができるよう「地域共生社会」の実現が求められています。

住んでいる地域によって支援の差が生じないよう、この計画では成年後見制度の適切な理解と普及に努め制度利用を進めていくことを目的としています。

大北地域では毎月無料相談会を行っています。（「北アルプス成年後見支援センター」主催、第4木曜午後）弁護士・司法書士・社会福祉士が相談に応じます。どんなことでもまずはお気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

■お問い合わせ

地域包括支援センター
☎82・3135

屋根雪は各ご家庭で責任をもって片付けましょう



各ご家庭で屋根雪片付けを行うことが多くなる時期になりましたが、つぎのことに注意して屋根雪片付けを行ってください。

●作業は一人で行わず複数人で行うようにしましょう。

●道路に落とした屋根雪は放置せず各ご家庭の責任で片付けてください。

●屋根雪降しを業者に依頼する場合は、道路に落ちた雪の片付けまでお願いしてください。

●地区単位で一斉に屋根雪降し作業を行う場合は道路が通行できなくなる可能性があるがあるので、役場建設係に相談してください。

■お問い合わせ

建設水道課建設係
☎82・2204

【重要】小谷村インターネットご契約者様向け インターネット光端末機交換作業実施について

現在インターネットご契約者様がお使いの光端末機について
メーカーによる部品製造終了を受け、保守管理の観点から
新端末への交換作業を実施いたします。

- 受託事業者 ワイコム株式会社
※交換作業は工事受託事業者が各戸訪問し対応いたします。
- 作業日程 令和4年1月下旬より順次
※作業日は地区により異なります。
※作業日が決まり次第事前にご連絡いたします。
- 作業内容 戸建て：光端末機交換、ネット接続確認
集合住宅：ネット接続確認
※作業時間は30分～1時間程度、作業班1～2名の訪問を予定しております。
※固定IPアドレスをご利用のお客様は設定変更が必要になります。
※ご契約者様の費用負担はございません。

**新端末への交換作業が完了できなければ、インターネットサービスをご利用
いただけなくなります**のでご承知おきくださいますようお願い申し上げます。
詳細は各種広報(広報おたり／音声告知放送／CATV文字放送)にて順次ご案内
いたしますので、ご確認ください。

ご質問は小谷村CATVインターネット事務局へご連絡ください。



小谷村CATV YouTube チャンネル開設しました！

「おたりがぶったch」で検索してください。

チャンネル登録と高評価をよろしくお願いします。

Twitterアカウント「がぶった★おたり村CATVインターネット事務局」もごさいます。



YouTubeの「おたりがぶったch」ではCATVの大人気番組「おたりがぶったTV」「おたりのおしごと」「なんでもやってみっか」が無料で見放題！

小谷村CATVの番組が見られるのは「おたりがぶったch」だけ！
見逃した番組は、「おたりがぶったch」でご覧ください。

ごくたまに「おたりがぶったch」でしか見られない番組や視聴者プレゼント企画もやっています。

小谷村の情報満載！今すぐチャンネル登録をお願いします！

←画像はYouTubeがぶったchの一例です。

●●の
なんでも
やってみっか
出演者募集!!

村内在住の方なら老若男女問わず誰でも出演OK!
詳しくは下記連絡先へお問合せください。

＼新番組！／

おらうちのアイドル

小谷村CATV自主放送チャンネル(12ch)では、我が家自慢のアイドルを紹介する「おらうちのアイドル」を放送予定です。皆様の自慢のお子様、お孫様、ペットの写真や動画を募集していますので、どしどしご応募ください！
弊社公式LINEもしくはメールアドレスに画像を送ってください。

- ◆必要情報 ①お子様やペットの名前と写真 または動画
②投稿者の名前(実名でなくとも可) ③地区名
④チャームポイント(例：ふわふわ毛並最高！)

- ◆受付方法 メール info-otari@pxc.jp
または 公式LINEまで



小谷村CATVインターネット事務局

電話：050-5211-6333 / Mail：info-otari@pxc.jp

Wireless Communications

||(((WICOM)))|

ワイコム株式会社



フェニックスコミュニケーションズ株式会社

小谷村大字中小谷丙131 小谷村役場2階

営業時間(平日)：9:00～17:00

人権擁護委員が再任されました

令和4年1月1日付で藤原万里子さんが法務大臣から人権擁護委員として再任され、法務局大町支局において委嘱状の伝達式が行われました。任期は3年間です。

人権擁護委員の職務について

人権擁護委員は、国民の基本的な人権を守り、人権が大切なものである事を国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動する民間の方々です。人権に関する啓発宣伝や住民・団体が実施する人権擁護運動を支援するなどの活動を行っております。また、ひとたび、人権侵犯事件があった場合には、その被害者等の救済を行うための調査・情報の収集を行い、法務省人権擁護局への報告を行う事も職務としております。

人権擁護委員は、私たちの身近にいて、人権や差別の問題などを相談できる身近なパートナーです。

現在活動されている
小谷村の人権擁護委員は？

●高橋 琢也さん

(令和2年1月1日～ 新任)

●藤原 万里子さん

(令和4年1月1日～ 再任)

女性・子どもに関する人権問題専用電話について

女性や子どもの人権問題について、全国共通の専用電話が設置されています。専用電話では、人権擁護委員が中心となって電話相談を受け付けておりますので、ご案内いたします。

■専用ダイヤル

受付時間

平日の午前8時30分～

午後5時15分まで

・みんなの人権110番

☎0570・003・110

(全国共通)

児童手当の支払いについて

■支払予定日

2月9日(水)

■内訳

令和3年10月分～

令和4年1月分

個々に支払通知書は発送しませんので、指定口座の通帳を記帳して入金の確認をお願いします。通帳には「小谷村児童手当」と印字され、合計金額での振り込みとなります。

■お問い合わせ

住民福祉課住民係

☎82・2581



・子どもの人権110番

☎0120・007・110

(全国共通)

・女性の人権ホットライン

☎0570・070・810

(全国共通)

令和3年度
小谷村農業委員会
定例会のお知らせ

■次回の開会予定

2月18日(金)

午前9時から

■お問い合わせ

小谷村農業委員会事務局

(観光地域振興課農林係)

☎82・2588

今月の納税

2月

税目 固定資産税

期別 4期

納期限 2月28日(月)

税目 国民健康保険税

期別 9期

納期限 2月28日(月)

税目 後期高齢者医療保険料

期別 8期

納期限 2月28日(月)

口座振替を指定されている方は2月25日(金)に振替えますので、口座の残高をご確認ください。25日(金)の定期振替ができなかった方は、3月10日(木)に再振替をさせていただきます。